

一般社団法人「高垣会」

正会員規程

<平成 24 年 6 月 30 日 制定>

<第1章 総則>

第1条(本会員規程の範囲)

本規程は、一般社団法人高垣会の定款の定める以下の目的及び事業に賛同し、正会員となった法人、団体または個人に適用されます。

1. 目的

本会は、会員同士が相互扶助、相互発展することを目的とします。

2. 事業

- 1 会員同士の情報交換や経済、経営への理解、知識を深める為の「勉強会」の開催
- 2 思想および良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 3 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 4 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 5 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業

第2条(会員)

1. 本会の指定する手続きに基づき、本正会員規程を承認の上、本会の会員制度への入会を申込、本会が承認した方を会員とします。

2. 会員とは、本会の正会員、賛助会員をいいます。

1. 正会員 本会の承認を受け、本会の目的に賛同し、別途定める会費を納めた法人、団体または個人
2. 賛助会員 本会の承認を受け、別途賛助会員規程に則り、別途定める会費を納めた法人、団体または個人

<第2章 入会申込と契約>

第3条(申込)

入会を希望する方は、本会指定の入会申込書に必要事項を記入の上、本会に提出し、入会を申込ものとします。

第4条(入会申込不承認)

以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがあります。

1. 入会申込の際の申込事項に、虚偽の記載、誤記、記載漏れのあった場合
2. 入会申込後一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合
3. 過去に本会から会員資格を取り消されたことがある場合
4. その他、本会が会員資格を与えることを不相当と判断した場合

第5条(年会費)

1. 会費は年会費制とし、原則として、本会発行の請求書による前納一括払いとします。
2. 会費は、以下に定める通りにします。

正	会員(法人)	1口	50,000円/年
	〃	(個人)	1口 10,000円/年
賛	助 会員(法人)	1口	300,000円/年
	〃	(個人)	1口 100,000円/年

第6条(会費の払戻)

既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第7条(有効期限)

1. 本規程に基づく会員としての有効期限は、年会費の入金日から1年間とします。
2. 期間満了日の3カ月前までに、会員又は本会から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合には、さらに有効期限を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。

第8条(変更の届出)

1. 会員は、その名称、住所、連絡先など本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
2. 会員が第1項の変更申込をしなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会はその責任を一切負わないものとします。

第9条(退会)

会員は、本会所定の手続きにより、いつでも退会することができます。
ただし未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も本会に対する未払いの分の支払いを免れないものとします。

第10条(会員資格の取消)

本会は、会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取消することができるものとします。

1. 本会の名誉を著しく傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為があったと、本会が認めた場合
2. 会費の支払いが支払日より3カ月以上遅滞した場合
3. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
4. 本規程又は、その他本会が定める規程に違反した場合
5. 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けた場合
6. その他、本会が会員として不適切と認める相当の事由が発生した場合

<第3章 サービス>

第11条(サービスの利用)

会員は、本会の行う以下のサービスを優先的に利用することができます。

1. 会報誌(不定期)をメールにて配信します。
2. 各種情報を随時提供いたします。
3. 本会主催のセミナー、講演会、活動(普及等)などに参加できます。

<第4章 著作権>

第12条(著作権)

前条のサービスによって提供される情報の著作権は本会に帰属します。

第13条(情報の二次使用)

第11条のサービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用及び利用することを禁止します。

<第5章 本会員規程の追加・変更>

第14条(規程の追加・変更)

1. 本規程に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により追加又は削除などの変更をできるものとします。
2. 本会は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規程の全部ま

たは一部を変更することができます。本会により変更された本規程は、メールまたは書面にて通知された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規程に順じていただきます。

<第6章 免責および損害賠償>

第15条(免責および損害賠償)

1. 会員は、本会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本会は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、本会が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本会は、間接損害、特別損害、逸失利益ならびに第三者からの請求および過失による損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。

<付則>

本会員規程は、平成24年6月30日より施行いたします。

一般社団法人 高垣会

代表理事 高垣 浩